

# 第112期 定時株主総会 招集ご通知

## ● 日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）

## ● 場所

青森市橋本一丁目9番30号  
当行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

### 【ご来場見合せのお願い】

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で株主総会を開催させていただきます。

感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合せ、郵送またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申しあげます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申しあげます。

株式会社 **青森銀行**

証券コード：8342



## 目次

第112期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
<b>（株主総会参考書類）</b>	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）5名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件	11
<b>（添付書類）</b>	
第112期事業報告	16
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告書	45
株主総会会場ご案内略図	

郵送またはインターネットによる  
議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時まで

### 【お土産の取り止めについて】

本年から、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産を取り止めさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

(証券コード 8342)

2020年6月4日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 成田 晋

## 第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当行では、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。

当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）（4頁～5頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

※株主さま間の公平性を勘案し、本年から株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）

2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）

### 3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第112期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2. 第112期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

### <当行の対応について>

- 本総会におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- 本総会の運営につきましては、拡散防止のため、例年よりも開催時間を短縮し、会場の座席数を減少させての開催といたします。

### <株主さまへご来場見合せのお願い>

- 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合せ、郵送またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申しあげます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方は特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

### <来場される株主さまへのお願い>

- 本店1階入口では、ご来場の株主さまに検温を実施させていただきます。その際、発熱の症状がある方や体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。
- ご来場の株主さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、消毒液での手指消毒にご協力くださいますようお願い申しあげます。
- 本総会会場において、拡散防止のため間隔をあけた座席配置などを検討しております。例年よりも会場の座席数が減少する見込みですので、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。
- 本総会においては、拡散防止のため、開催時間を短縮する観点から、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当行ウェブサイト (<https://www.a-bank.jp/>)にてお知らせします。

株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、拡散防止のため、開催時間を短縮する観点から、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しておりますので、事前に「招集ご通知」をご高覧いただき、会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ウェブサイト (<https://www.a-bank.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<https://www.a-bank.jp/>) に掲載いたします。

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類6頁～15頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

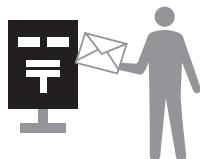


### 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



### 郵送（書面）による議決権行使

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。



### インターネット等による議決権行使

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

#### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネットによる議決権行使について

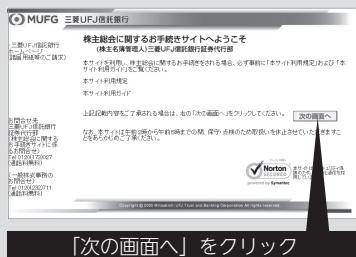
## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

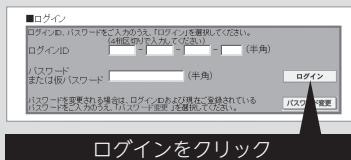
## パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

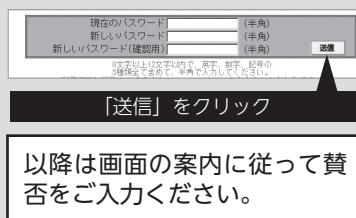
### 1 議決権行使サイトへアクセスする



### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



## スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案し、1株につき25円（前期に比べ5円減配）とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金額は509,599,300円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金30円を含めまして、1株につき55円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任については、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等委員会において適切な手続きを経て指名されており、また本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
①	なり た すすむ 成 田 晋 (男性)	取締役頭取 (代表取締役) <b>再任</b>	14回/14回 (100%)
②	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (男性)	取締役 専務執行役員 (代表取締役) <b>再任</b>	13回/14回 (92%)
③	さ さ き と も ひこ 佐々木 知 彦 (男性)	取締役 専務執行役員 <b>再任</b>	11回/11回 (100%)
④	いし かわ けい た ろう 石 川 啓 太 郎 (男性)	取締役 常務執行役員 <b>再任</b>	11回/11回 (100%)
⑤	あつ み なお たけ 厚 美 尚 武 (男性)	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	14回/14回 (100%)

(注) 取締役候補者 佐々木知彦、石川啓太郎の両氏は、昨年の定時株主総会（2019年6月26日開催）において新たに取締役に選任されました。よって、両氏の取締役会の出席状況は、同日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
①	<p>なり た すすむ 成 田 晋 (1954年9月27日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1978年4月 当行へ入行 2008年6月 同執行役員審査部長 2010年6月 同執行役員弘前支店長 2011年4月 同執行役員弘前地区統括 2011年6月 同常務取締役 2014年6月 同専務取締役 2015年4月 同取締役頭取（現任） 監査部担当</p>	6,020株
<p>《取締役候補者とした理由》                      営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富かつ精通しております。2014年6月に代表取締役に就任して以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理および業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			
②	<p>かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (1957年9月11日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1981年4月 当行へ入行 2005年4月 同湊支店長 2007年4月 同総合企画部部長兼広報室長 2008年1月 同個人部長 2009年6月 同総合企画部長 2011年4月 同執行役員営業統括部長 2012年6月 同執行役員審査部長 2013年6月 同取締役弘前地区統括 2015年6月 同常務取締役 2018年6月 同取締役専務執行役員（現任） 総合企画部、東京事務所担当</p>	3,740株
<p>《取締役候補者とした理由》                      本部部长を4部門歴任し、2013年6月に取締役就任。直近は経営企画部門を統率。経営管理全般を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、取締役会の意思決定機能および監督機能強化による経営体制の強化が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑤	<p>あつ み なお たけ 厚 美 尚 武 (1945年6月6日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1968年4月 日本アルミニウム工業株式会社へ入社</p> <p>1984年11月 住友ビジネスコンサルティング株式会社へ入社</p> <p>1989年4月 同社大阪コンサルタント第3部部长、主席コンサルタント</p> <p>1995年4月 株式会社日本総合研究所研究事業本部マーケティング戦略部部长、主席研究員</p> <p>2005年7月 同社総合研究部門パートナー、主席研究員</p> <p>2013年4月 アンズコンサルティング代表(現任)</p> <p>2018年6月 当行取締役(現任)</p>	300株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>株式会社日本総合研究所においてマーケティング戦略部長、主席研究員を務め、現在は経営コンサルタント業を営む「アンズコンサルティング」の代表を担っております。事業戦略やマーケティング戦略の領域で高い専門性を有しており、取締役会の意思決定や監督機能の一層の強化が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- 注 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 厚美尚武氏は、社外取締役候補者であります。
3. 厚美尚武氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
- 厚美尚武氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
①	なか がわ あきら 中 川 晃 (男性)	執行役員 企業サポート部長 <b>新任</b>	—
②	いし だ のり ひさ 石 田 憲 久 (男性)	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	14回/14回 (100%)
③	くし びき とし さだ 櫛 引 利 貞 (男性)	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	14回/14回 (100%)
④	いし だ み え 石 田 深 恵 (女性)	取締役 監査等委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	14回/14回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	なか がわ あきら 中 川 晃 (1964年1月19日生)  [新任]	1986年4月 当行へ入行 2012年4月 同柳町通支店長 2013年6月 同市場国際部長 2017年6月 同東京支店長 2018年6月 同執行役員東京支店長 2019年6月 同執行役員企業サポート部長 (現任)	900株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を2カ店、本部部長を1部門歴任し、2018年6月に執行役員就任。直近では法人営業企画部門を統率。経営環境、市場変化等を的確に把握する能力を有しているほか、リスク管理にも長けていることから、取締役候補者としたしました。			
②	いし だ のり ひさ 石 田 憲 久 (1953年10月11日生)  [再任] [社外取締役] [独立役員]	1978年4月 朝日生命保険相互会社へ入社 1982年10月 学校法人青森田中学園法人本部長 2007年11月 学校法人青森田中学園理事長 (現任) 2007年11月 社会福祉法人中央福社会理事長 (現任) 2010年12月 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長 (現任) 2013年11月 青森商工会議所副会頭 (現任) 2015年6月 当行取締役 2016年6月 同取締役監査等委員 (現任)	1,000株
《社外取締役候補者とした理由》 2015年に社外取締役就任。学校法人青森田中学園の理事長であり、学校経営者としての豊富な経験を有しているほか、当行取締役としての実績も有しております。豊富な実績に基づく高い見識は取締役会の一層の充実に資するものであり、社外取締役候補者としたしました。 なお、同氏の当行社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年、また当行社外取締役(監査等委員)在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
③	くし びき とし さだ 櫛 引 利 貞 (1952年9月3日生)  <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> </div>	1977年4月 山之内株式会社へ入社 1979年4月 中川安株式会社へ入社 1985年4月 カネショウ株式会社へ入社 1995年5月 同社代表取締役社長(現任) 2002年5月 青森県醸造食品工業協同組合 理事長(現任) 2002年12月 青森県公安委員会委員長 2016年6月 当行取締役監査等委員(現任)	800株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>2016年に社外取締役就任。カネショウ株式会社の代表取締役社長であり、事業会社経営者としての豊富な経験を有しております。また、過去には青森県公安委員会委員長を務める等、十分な社会的信用も有しております。当行のガバナンス強化に資するものであり、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏の当行社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			
④	いし だ み え 石 田 深 恵 (1975年4月25日生)  <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> </div>	2008年9月 弁護士登録 2008年9月 石田法律事務所入所(現任) 2018年6月 当行取締役監査等委員(現任)	0株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>2018年に社外取締役就任。弁護士として、法律に関する高い見識と専門性を有しているほか、経営から独立した立場からの提言等は取締役会の活性化に貢献していることから、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏の当行社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- 注 1. 取締役候補者石田憲久氏が代表取締役会長を務める株式会社青森新生活互助会および副会頭を務める青森商工会議所と当行との間には貸出金等の取引があります。  
取締役候補者櫛引利貞氏が代表取締役社長を務めるカネショウ株式会社と当行との間には貸出金等の取引があります。  
上記以外の取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 石田憲久、櫛引利貞、石田深恵の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石田憲久、櫛引利貞、石田深恵の3氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について  
石田憲久、櫛引利貞、石田深恵の3氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

(ご参考)

## 社外役員の独立性判断基準

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当行は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当行の主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当行より、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 上記1. から5. に過去3年以内に該当していないこと。
7. 上記1. から6. に該当する者の近親者ではないこと。

※1 「当行を主要な取引先とする者」：当行との取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

※2 「当行の主要な取引先である者」：当該取引先との取引による収益が当行の直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。

※3 「多額」：過去3年平均で年間10百万円を超える金額とする。

※4 「主要株主」：直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※5 「近親者」：二親等以内の親族とする。

第112期 (2019年4月1日から  
2020年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社6社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店87か店、出張所7か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

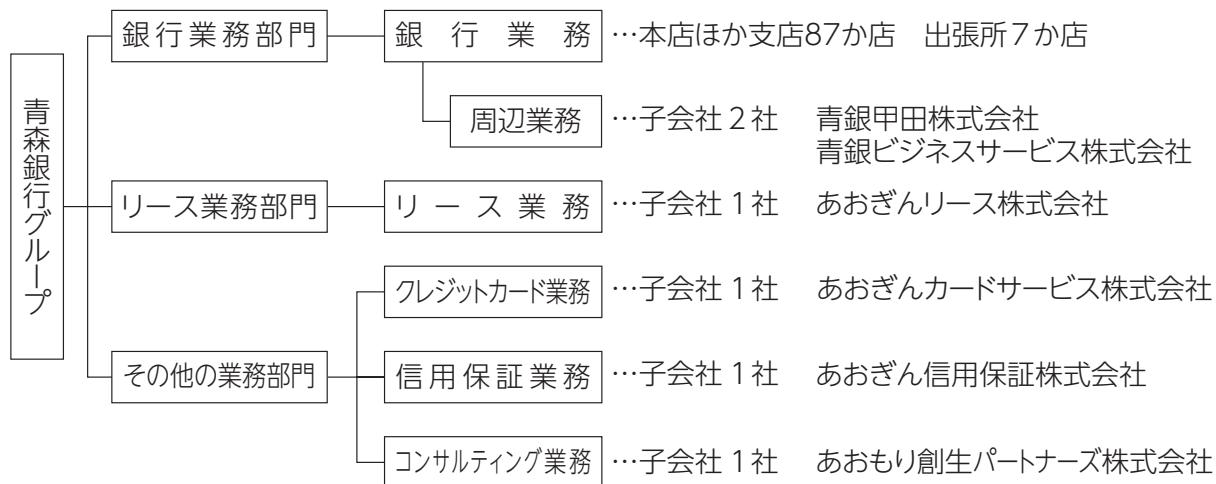
ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子会社3社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務およびコンサルティング業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



注1. 2019年10月1日付であおもり創生パートナーズ株式会社を設立しております。

2. 当行と青銀ビジネスサービス株式会社は、2020年4月1日を効力発生日として、当行を存続会社とする吸収合併を行っております。

## (金融経済環境)

2019年度の国内経済は、消費税率引き上げや台風等の自然災害が景気に一定の影響を及ぼしたものの、堅調な企業業績や雇用・所得状況を背景に、年末までは引き続き緩やかな回復基調で推移しました。

この間の青森県経済は、緩やかな回復が続きました。需要項目別にみますと、個人消費は消費税率引き上げによる影響が一部であったものの、コンビニエンスストアやドラッグストア等の新規出店・改装や品揃え強化等を背景に、引き続き堅調に推移しました。一方、住宅投資および公共投資は、横ばい圏内の動きとなりました。生産面においては、スマートフォン向け部品の増加や医療機器向けが高水準で推移したことなどから緩やかな増加基調が続きました。

そうしたなか発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、国内経済は年度末にかけて極めて厳しい状況となり、金融資本市場も大きく動揺しました。今後についても国内経済の更なる景気の下振れリスクが強まっております。

また、青森県経済もこうした影響を避けられず、宿泊業・飲食サービス業、観光関連産業等を中心に急激に減速しました。先行きについても幅広い業種で厳しい状況が続くものと見込まれております。

## (事業の経過および成果)

このような金融経済環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益430億3百万円、連結経常利益23億24百万円、親会社株主に帰属する当期純利益14億70百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### イ. 銀行業務部門

2019年度は、第16次中期経営計画「Change the Future」(2019年4月～2022年3月)の初年度として、目指す姿である「地域・お客さまとともに、豊かで幸せな未来を創る Only One Consulting Bank」の実現に向け、総合的なコンサルティング・バンクへ変革するための取組みを推し進めてまいりました。

営業活動としては、「顧客起点営業」を実践し、地域・お客さまの真の課題を的確に把握し、その解決に資するとともに、地域経済の持続的成長への貢献を果たすべく、地域経済活性化への取組みを強化してまいりました。主な取組みは次のとおりであります。

#### ○法人・事業主のお客さまへの取組み

従来の融資取引拡大から、コンサルティングも含めた総合取引拡大という考え方へシフトし、顧客情報管理システムであるCRMの活用やニーズへの対応を徹底的に考える成長支援ミーティングの実施等により、お客さまへの最適な提案および課題解決の提供に取り組んでまいりました。

また、専門性向上のため、事業承継・M&A分野をはじめとした本部専門人材の配置を拡大したほか、当行100%出資によるコンサルティング会社、あおもり創生パートナーズ株式会社を設立し、2020年1月より業務を開始いたしました。グループ一体となり、経営や地域活性化に関するコンサルティング業務を行うことで、多様化するお客さまのニーズや経営課題、地域の課題に幅広く、より深くご相談に応じるとともに、中長期的なサポートを実現する態勢を整備してまいりました。

#### ○個人のお客さまへの取組み

多様化するお客さまのニーズに対応するため、休日にローン相談業務を行うローンデスク五所川原およびローンデスク三沢を開設したほか、「Web完結型ローン」をはじめとした来店不要のサービスを拡充いたしました。

また、キャッシュレスの拡大を推進するため、スマホ決済サービス「J-Coin Pay」での即時口座振替サービスの開始やクレジットカード一体型キャッシュカード<aomo>による各種キャンペーンの実施などに取り組んでまいりました。

#### ○地域活性化への取組み

ものづくり分野において新規事業創出を目指す取り組みを支援するため、奨励金の支給に加え、外部専門機関と連携し、「構想・計画段階」から「事業化（商品化）」まで一貫したハンズオン支援を行う「<あおぎん>チャレンジプログラム」を新設いたしました。初年度となる2019年度は、青森県内の7事業者の取組みを採択しております。

また、多様なクラウドファンディングプラットフォームを活用し、地域資源を利用した新商品・サービスの提供や、地域ブランドの向上に取り組む事業者さまの資金調達および情報発信をサポートしてまいりました。2019年度は、青森県内の大学と連携し、病棟内での課題解決を目指すプロジェクトの組成を支援するなど、産学金連携を通じた地域イノベーションの創出にも貢献しております。

#### ○活力ある職場づくりへの取組み

働き方改革として、勤務時間を柔軟に選択することができるスライド勤務制度や定時退行を推奨する「Five Up Action!」、有給休暇取得推進を実施するとともに、勤務時における服装の多様化を推進するなど、これまでの習慣を見直し、活力ある組織風土づくりやダイバーシティ推進に向けた取組みを進めてまいりました。

このように、2019年度は第16次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを起点とした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

預金につきましては、個人預金が引き続き堅調に推移したことから、期末残高は期中421億円増加して、2兆4,758億円となりました。また譲渡性預金を含めた総預金につきましても、期中372億円増加して2兆6,523億円となりました。

貸出金につきましては、法人向け貸出、個人向け貸出および公共貸出いずれも増加したことにより、期末残高は期中429億円増加して、1兆8,053億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中439億円増加し、期末残高は8,649億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸出金利息の減少等により、前期比5億36百万円減収の331億86百万円となりました。また経常費用は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による株式市場等の下落により有価証券関係損失が増加したことに加え、与信費用も増加したことを要因として、前期比24億42百万円増加の314億13百万円となりました。この結果、経常利益は前期比29億79百万円減益の17億72百万円となり、当期純利益についても前期比20億16百万円減益の12億50百万円となりました。

#### ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、1億26百万円増収の52億2百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比33百万円増益の4億38百万円となりました。

#### ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比3億36百万円増収の57億66百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比1億90百万円増益の4億62百万円となりました。

## (対処すべき課題)

世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症は、企業の生産活動低下や雇用環境の悪化、個人消費の低迷等をもたらし地域経済に大きな影響を与えている状況にあります。

このような中、地域金融機関には、確固たる経営基盤を確立し、地域金融の中心的担い手として、資金供給をはじめとした金融仲介機能を発揮することが強く求められております。

当行は、お客さまおよび従業員の健康と安全を最優先として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、事業者ならびに個人のお客さまを様々な面からご支援するため、経営相談の受付や休日の電話相談窓口を設置するなど、サポート体制を充実させてまいりました。

今後も事業者・個人のお客さまからの資金決済や資金のご支援、ご返済等に関するご相談については、迅速かつ丁寧な対応を行い、地域経済の発展、雇用維持に向けて万全の体制で取り組んでまいります。

当行は創業以来140年を超える長い間、常に「地域の皆さまの幸せを願い、ともに成長していく」という変わることのない想いと覚悟を抱きながら、地域の皆さまとともに歩んでまいりました。

地域に根差し、お客さまに信頼され、選ばれる銀行であり続けるためにも、これまで以上に金融仲介機能の発揮に努めるとともに、第16次中期経営計画に掲げるコンサルティング・バンクへの変革を着実に進め、地域・お客さま・従業員・当行の豊かで幸せな未来の実現に全力を尽くしてまいりますので、株主の皆さまには、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

### イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	47,984 <sup>百万円</sup>	44,580 <sup>百万円</sup>	42,984 <sup>百万円</sup>	43,003 <sup>百万円</sup>
経常利益	7,431 <sup>百万円</sup>	6,080 <sup>百万円</sup>	4,959 <sup>百万円</sup>	2,324 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する当期純利益	4,959 <sup>百万円</sup>	4,292 <sup>百万円</sup>	3,218 <sup>百万円</sup>	1,470 <sup>百万円</sup>
包括利益	△106 <sup>百万円</sup>	3,859 <sup>百万円</sup>	1,124 <sup>百万円</sup>	△9,897 <sup>百万円</sup>
純資産額	1,180	1,207	1,201	1,090
総資産	29,055	29,107	30,433	31,857

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	23,180	23,895	24,336	24,758
定期性預金	9,441	9,140	8,784	8,610
その他	13,739	14,755	15,552	16,147
貸 出 金	16,995	17,445	17,624	18,053
個人向け	3,635	3,978	4,344	4,653
中小企業向け	4,679	5,030	5,108	5,191
その他	8,680	8,436	8,171	8,208
商品有価証券	2	2	—	—
有 価 証 券	8,552	7,979	8,209	8,649
国 債	3,349	3,148	2,754	2,310
その他	5,202	4,830	5,454	6,338
総 資 産	28,924	28,991	30,315	31,727
内 国 為 替 取 扱 高	157,674	158,766	155,888	158,143
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 246	百万ドル 250	百万ドル 378	百万ドル 253
経 常 利 益	百万円 6,778	百万円 5,686	百万円 4,751	百万円 1,772
当 期 純 利 益	百万円 4,612	百万円 4,223	百万円 3,266	百万円 1,250
1株当たり当期純利益	円 銭 226 88	円 銭 207 27	円 銭 160 89	円 銭 61 63

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使用人数	1,272人	33人	16人	28人	1,313人	37人	17人	28人

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

#### ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	1,272人	1,313人
平均年齢	41年00月	40年11月
平均勤続年数	18年04月	18年05月
平均給与月額	379千円	379千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。  
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業務

##### ① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
青 森 県	店 87 (うち出張所 7)	店 89 (うち出張所 8)
秋 田 県	2 ( — )	2 ( — )
北 海 道	3 ( — )	3 ( — )
東 京 都	1 ( — )	1 ( — )
宮 城 県	1 ( — )	1 ( — )
岩 手 県	1 ( — )	1 ( — )
合 計	95 ( 7 )	97 ( 8 )

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を164か所（前年度末169か所）設置しております。  
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を66か所（前年度末65か所）設置しております。

- ② 当年度新設営業所  
 当年度新設営業所は該当ありません。  
 なお、以下の店舗について統廃合を行っております。

(廃止店舗)	(統合店舗)	(統合日)
・尾上支店	平賀支店	2019年5月27日
※統合後の名称については「平川支店」に変更しております。		
・十和田西出張所	十和田支店	2019年11月25日

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- 店舗外現金自動設備（4カ所）
- ・ゆ～さ浅虫（青森市）
  - ・いとく浜の町店（弘前市）
  - ・カブセンター五所川原店（五所川原市）
  - ・マエダストア鮫店（八戸市）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末		前 年 度 末	
銀行周辺業務	青森県	3 店	青森県	3 店
青銀甲田株式会社	青森県	1	青森県	1
青銀ビジネスサービス株式会社	青森県	2	青森県	2
リース業務	青森県	5 店	青森県	5 店
あおぎんリース株式会社	青森県	5	青森県	5
その他の業務	青森県	3 店	青森県	2 店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県	1	青森県	1
あおぎん信用保証株式会社	青森県	1	青森県	1
あおもり創生パートナーズ株式会社	青森県	1		—

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	1,985
リース業務	5
その他の業務	3
合計	1,994

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	1,166
	事務機器・現金自動設備等	251
	ソフトウェア	501
合計		1,919

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有していません。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業務	1963年3月1日	百万円10	100.00%	—
青銀ビジネスサービス株式会社	青森市橋本一丁目5番18号	銀行事務代行業務	1988年4月1日	20	100.00	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業務	1985年7月23日	56	59.52	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	各種機械器具の賃貸	1985年10月5日	60	65.00	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業務	1980年1月25日	30	100.00	—
あおもり創生パートナーズ株式会社	青森市新町二丁目2番7号	コンサルティング業務	2019年10月1日	50	100.00	—

- 注 1. 上記の6社はすべて連結対象としております。  
 2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当期の連結経常収益は43,003百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,470百万円となりました。  
 4. 2019年10月1日付であおもり創生パートナーズ株式会社を設立しております。  
 5. 当行と青銀ビジネスサービス株式会社は、2020年4月1日を効力発生日として、当行を存続会社とする吸収合併を行っております。

**重要な業務提携の概況**

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行および株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

6. 株式会社ビューカードとの提携により、ＪＲ東日本の駅構内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 青森県信用組合との提携により、現金自動設備の相互利用による無料現金自動預入れのサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
成 田 晋	取 締 役 頭 取 (代表取締役) 監査部担当		
川 村 明 裕	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (代表取締役) 総合企画部、東京事 務所担当		
佐々木 知彦	取 締 役 専 務 執 行 役 員 審査部、市場国際 部、総務部担当		
石 川 啓 太 郎	取 締 役 常 務 執 行 役 員 営業統括部、企業サ ポート部、地域振興 部担当		
厚 美 尚 武	取 締 役 (社外取締役)	アンズコンサルティング 代表	
小笠原 勝博	取 締 役 監 査 等 委 員		
石 田 憲 久	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	学校法人青森田中学園 理事長 株式会社青森新生活互助会 代表取締役会長	
櫛 引 利 貞	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	カネショウ株式会社 代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組 合理事長	
石 田 深 恵	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	弁護士	

- 注 1. 取締役厚美尚武氏、取締役監査等委員石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員小笠原勝博氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位および担当)	(退任年月日)
浜谷 哲	代表取締役会長	2019年6月26日
竹内 均	取締役専務執行役員	2019年6月26日

(参考) 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位および担当は以下の通りであります。

氏名	地位および担当
石橋 理	常務執行役員（八戸地区営業本部長）
田村 強	常務執行役員 リスク統括部、人事部、システム部、事務統括部担当
鹿内 勲	常務執行役員（弘前地区営業本部長）
森 庸	常務執行役員（青森地区営業本部長）
中川 晃	執行役員（企業サポート部長）
工藤 貴博	執行役員（八戸支店長）
谷津 大輔	執行役員（地域振興部長）
葛西 俊介	執行役員（弘前支店長兼土手町支店長）
白鳥 元生	執行役員（本店営業部長）
松橋 義昭	執行役員（審査部長）
木立 晋	執行役員（総合企画部長）

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	7名	121 (26)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	29
合 計	11名	151 (26)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年6月26日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名を含んでおります。
3. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。  
2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く。）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円であります。また、上記取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額とは別に、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。上記の報酬等の額には、本制度に基づき当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額が含まれております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与9百万円、業績連動型株式報酬額16百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
5. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会により決議された限度額の範囲内において、月額報酬・賞与は、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、監査等委員会において妥当性等の検証を行い、妥当であるとの判断が示されております。また、業績連動型株式報酬は、事前に定めた株式交付規程に基づき決定しております。

## (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、取締役である厚美尚武氏、石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
厚 美 尚 武	アンズコンサルティング代表
石 田 憲 久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
櫛 引 利 貞	カネショウ株式会社代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組合理事長
石 田 深 恵	弁護士

注 石田憲久氏および櫛引利貞氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への出席状況	取締役会および監査等委員会 における発言その他の活動状況
厚美尚武	1年10月	当期開催された取締役会 14回のすべてに出席して おります。	主に、経営コンサルタント としての立場から議案の審 議に必要な発言を適宜行っ ております。
石田憲久	4年10月	当期開催された取締役会 14回および監査等委員会 15回のすべてに出席して おります。	主に、私学経営者としての 立場から議案の審議に必要 な発言を適宜行っております。
櫛引利貞	3年10月	当期開催された取締役会 14回および監査等委員会 15回のすべてに出席して おります。	主に、会社経営者としての 立場から議案の審議に必要 な発言を適宜行っております。
石田深恵	1年10月	当期開催された取締役会 14回および監査等委員会 15回のすべてに出席して おります。	主に、弁護士としての専門 的見地からの発言を行って おります。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	20	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。



## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 岩崎裕男	61	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は68百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

#### イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行行動憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
- ③ 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
- ④ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各部店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ⑤ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ⑦ 内部監査部署である監査部は、各部店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

## ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクを、以下に記載のA. からD. に分類し管理する。  
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。また、各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ③ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

## 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

## ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

**ハ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

**ト. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

**チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

**リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

### イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会2回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（53回）等を開催しました。

### ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議(4回)および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

### ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況について信用リスク管理委員会、ALM・収益管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

### ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について経営会議に報告（4回）しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

### ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

**9. 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

**10. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

**11. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**12. その他**

該当事項はありません。



# 第112期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	24,340	33,186
資金運用収益	16,754	
貸出証券利息	7,557	
有価証券の他の受取利息	13	
預け入れの受取利息	13	
その他の受取利息	1	
役務受取の他の業務収益	6,298	
その他の業務収益	1,323	
外国債等債権の売却益	4,974	
その他の債権の売却益	529	
その他の債権の売却益	51	
株式の他の経常収益	478	
その他の経常収益	2,017	
株式の他の経常収益	2	
その他の経常収益	1,761	
その他の経常収益	254	
経常費用	793	31,413
預讓コ債金の他の業務支払利息	377	
渡ル借入の他の業務支払利息	41	
マックスの他の業務支払利息	△30	
その他の業務支払利息	10	
その他の業務支払利息	392	
その他の業務支払利息	1	
支払利息	3,204	
その他の業務費用	299	
その他の業務費用	2,905	
外国債等債権の売却損	1,721	
外国債等債権の売却損	1,480	
外国債等債権の売却損	104	
その他の業務費用	136	
その他の業務費用	23,058	
その他の業務費用	2,635	
貸倒引当金の繰上償却	666	
貸倒引当金の繰上償却	0	
貸倒引当金の繰上償却	1,491	
貸倒引当金の繰上償却	255	
貸倒引当金の繰上償却	19	
貸倒引当金の繰上償却	200	
経常利益	1,772	1,772

(単位：百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益	処 分 益	7	7
特 別 利 益	処 分 損 失	159	306
特 別 利 益	処 分 損 失	146	
税 引 前 当 期 純 利 益			1,473
法 人 税 及 住 民 税 等		171	
法 人 税 等 調 整 額		51	
法 人 税 等 調 整 額			223
当 期 純 利 益			1,250

招 集 乙 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

## 第112期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	393,786	預 金	2,471,936
コールローン及び買入手形	15,000	譲 渡 性 預 金	169,497
買 入 金 銭 債 権	2,604	コールマネー及び売渡手形	8,129
金 銭 の 信 託	9,980	債券貸借取引受入担保金	49,125
有 価 証 券	862,675	借 用 金	320,441
貸 出 金	1,790,855	外 国 為 替	32
外 国 為 替	2,320	そ の 他 負 債	39,126
リース債権及びリース投資資産	15,770	賞 与 引 当 金	586
そ の 他 資 産	57,915	役 員 賞 与 引 当 金	22
有 形 固 定 資 産	21,484	退 職 給 付 に 係 る 負 債	106
建 物	6,557	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13
土 地	10,612	株 式 給 付 引 当 金	127
建 設 仮 勘 定	856	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	420
その他の有形固定資産	3,457	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,541
無 形 固 定 資 産	1,678	支 払 承 諾	15,559
ソ フ ト ウ ェ ア	1,632	負 債 の 部 合 計	3,076,666
その他の無形固定資産	46		
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,587	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	2,109	資 本 金	19,562
支 払 承 諾 見 返	15,559	資 本 剰 余 金	12,916
貸 倒 引 当 金	△8,573	利 益 剰 余 金	72,188
		自 己 株 式	△791
		株 主 資 本 合 計	103,875
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,855
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,670
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,453
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△425
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,212
		純 資 産 の 部 合 計	109,088
資 産 の 部 合 計	3,185,755	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,185,755

# 第112期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		43,003
資金運用収益	23,935	
貸出金利息	16,713	
有価証券利息配当金	7,193	
コールローン利息及び買入手形利息	13	
預け金利息	13	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	6,255	
その他の業務収益	529	
その他の経常収益	12,283	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	12,280	
経常費用		40,679
資金調達費用	826	
預金利息	377	
譲渡性預金利息	40	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△30	
債券貸借取引支払利息	10	
借入金利息	33	
その他の支払利息	394	
役務取引等費用	2,752	
その他の業務費用	1,721	
営業経費用	22,413	
その他の経常費用	12,964	
貸倒引当金繰入額	777	
その他の経常費用	12,186	
経常特別利益		2,324
固定資産処分益	7	7
経常特別損失		316
固定資産処分損失	169	169
減損	146	146
税金等調整前当期純利益		2,015
法人税、住民税及び事業税	485	
法人税等調整額	59	
法人税等合計		545
当期純利益		1,470
親会社株主に帰属する当期純利益		1,470

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 青森銀行  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 青森銀行  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係  
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社 青森銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 小笠原 勝 博 ㊟

監査等委員 石 田 憲 久 ㊟

監査等委員 櫛 引 利 貞 ㊟

監査等委員 石 田 深 恵 ㊟

(注) 監査等委員 石田憲久、櫛引利貞及び石田深恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上







# 株主総会会場ご案内略図

会場

青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



● 株主総会にお車で越しの場合は、本店西側および本店東側の「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。

なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で株主総会を開催させていただきます。何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

本年から、株主総会にご出席の株主さまへお配りしてありますお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

